4　会社は、別表に掲げる事項が前二項の規定に基づいて適正に作成されていることについて、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第十八条第二項において同じ。）又は監査法人による証明書を得るとともに、当該証明書を第一項の規定により提出する書類と併せて総務大臣に提出しなければならない。

第十一条中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十三条とする。

第十条中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第十条」を「第十一条」に改め、「郵便局」の下に「又は会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務若しくは保険窓口業務を行わないもの」を加え、同条を第十一条とする。

第八条の見出し中「提出」を「認可の申請」に改め、同条第一項中「第九条前段」を「第十条前段」に、「を提出しようとする」を「の認可を受けようとする」に、「提出しなければならない」を「提出して申請しなければならない」に改め、同条第二項第一号中「基本方針」の下に「（法第五条に規定する責務の履行に係るものを含む。）」を加え、同項第三号中「郵便局の設置に関する計画」を「法第六条第二項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画」に改め、同条第三項中「第九条後段」を「第十条後段」に、「を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に当該変更後の事業計画を添えて、」を「の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を」に、「を提出」を「の認可を申請」に改め、同項各号を削り、同条を第十条とする。

第七条中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第一号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二号中「第十二条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同条を第九条とする。

第六条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第三条及び第四条を削る。

第二条の見出しを「（郵便局の設置基準等）」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の三項を加える。

2　前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

一　地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。

二　交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

三　過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3　前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前項に掲げる基準により設置しなければならない。

4　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局は、前項の規定の適用については、同項に規定する会社の営業所とみなす。

第二条第一項を次のように改める。

法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

第二条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（郵便局等に係る届出事項）

第五条　会社は、法第六条第二項前段の規定により届出をしようとするときは、別記様式第一号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

2　会社は、法第六条第二項後段の規定により届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出）

第六条　会社は、法第七条前段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書に銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　関連銀行又は関連保険会社の商号、免許取得年月日及び営業開始年月日

二　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日

三　銀行窓口業務又は保険窓口業務の開始の時期

2　会社は、法第七条後段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日の一月前までに（法第二条第二項第三号又は同条第三項第三号に掲げる事項を変更する場合にあっては、これらの事項を変更するための契約を締結する日の前日までに）、次に掲げる事項を記載した届出書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更の理由

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日

四　変更に係る銀行窓口業務又は保険窓口業務の開始の時期

第一条第一項中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号。以下「法」という。）」を「法」に、「第二項第二号」を「第二項第三号」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（銀行窓口業務）

第一条　日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号。以下「法」という。）第二条第二項本文に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為に係る銀行代理業のうち利用者本位の簡便な方法により行われるものであって、その取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする。

一　流動性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れを内容とする契約の締結の代理

二　定期性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れを内容とする契約の締結の代理

三　為替取引のうち簡易な送金及び債権債務の決済の手段であるものを内容とする契約の締結の代理

2　法第二条第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項

二　銀行窓口業務契約に係る手数料に関する事項

（保険窓口業務）

第二条　法第二条第三項本文に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる保険募集及び関連保険会社の事務の代行のうち利用者本位の簡便な方法により行われるものであって、その取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする。

一　終身保険（被保険者を一人とするものであって、被保険者が死亡したことにより、又は被保険者が死亡したことのほか被保険者の生存中に一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。）のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集

二　養老保険（被保険者を一人とするものであって、被保険者の生存中に保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はこれらの事由のほか被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。）のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集

三　前二号に規定する保険契約に係る保険金の支払の請求の受理に関する事務の代行

2　法第二条第三項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項

二　保険窓口業務契約に係る手数料に関する事項